

証券コード 7919

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株 主 各 位

京都市北区小山下総町54番地の5

野崎印刷紙業株式会社

代表取締役社長 野 崎 隆 男

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト

<https://www.nozakiinsatu.co.jp/investor/irtop4.html>



●株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7919/teiji/>



電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「野崎印刷紙業」または「コード」に当社証券コード「7919」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようようお願い申し上げます。

●東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市上京区新町通中立売下る仕丁町330番地
京都ブライトンホテル 1階 慶の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 補欠監査役2名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件
第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. その他招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。
 - ◎ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類のみをお送りしております。
なお、株主総会資料の全文につきましては、前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、必要に応じてご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

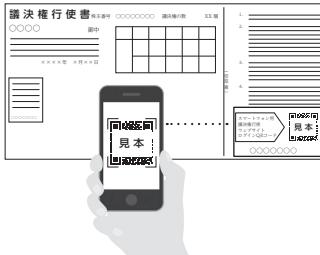
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

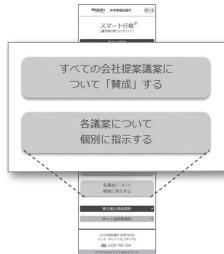
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

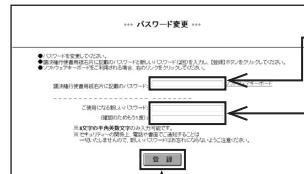
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇の影響がありましたが、雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら一方で、中国経済の停滞、ロシア・ウクライナ問題の長期化や中東地域をめぐる不安定な国際情勢、円安基調の為替などによる原材料価格やエネルギー価格の高騰、国内においては2024年問題に起因する物流費や物価、利上げによる金利の上昇など依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社及び連結子会社は、2024年度から2026年度の3か年を対象とする中期経営計画「nozaki2024/2026“SHINKA”」を策定し、現状からの脱却に主眼を置き3つの意味を持たせた「進化（アイデアと技術革新による新たな価値創造）」「深化（知識や技術に磨きをかけた組織・事業の成長）」「伸化（時代の変化に対応し成長分野の市場開拓）」を当社のあるべき姿とし、主力商品の売上成長、競争優位性の強化、生産効率の改善によるローコストオペレーションの追求、人的資本の強化、資本効率の向上と資産効率の最適化により企業価値の向上を進めております。

このような状況のなか、「印刷×DX」や既存製品の高付加価値化の取り組みを進めたことにより、主力商品である包装資材及び紙器、紙工品や情報機器及びサプライ品部門の売上高は好調に推移いたしました。利益につきましては、原材料価格の高止まりに加え、物価上昇・人材確保を目的とした人件費の上昇が収益を圧迫したものの、増収効果により営業利益、経常利益は改善しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額が増加したことにより減少いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は145億70百万円（前期比2.9%増）、営業利益は6億90百万円（前期比11.1%増）、経常利益は7億51百万円（前期比12.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億22百万円（前期比8.9%減）となりました。

なお、当社及び連結子会社の売上概況につきましては、次のとおりであります。

「商業印刷部門」

当部門の官公庁関連向けの受注が増加したものの、図録やカタログ・パンフレット類、各企業・団体の製作部数の抑制や展示会向け需要が減少したことなどにより、この部門全体の売上高は11億26百万円（前期比1.8%減）となりました。

〔包装資材及び紙器、紙工品部門〕

当部門の伝票類は、新規物件の受注が寄与し増加しました。包装紙・紙袋類は、円安効果为背景としたインバウンド需要の増加などによる百貨店等流通業界・小売業界の需要増を期待していましたが、ギフト・お土産品の需要増に結びつかず、減少傾向が見られたことなどにより減少しました。紙器は、物流業界向け包材や化粧品・食品業界向け等を中心に需要が堅調に推移したことや新規案件の受注に注力したことなどの効果により、この部門全体の売上高は83億99百万円（前期比4.0%増）となりました。

〔情報機器及びサプライ品部門〕

当部門のタグ・ラベルは、輸送機器業界向け、食品業界向け等の回復基調を背景に需要が堅調に推移したこと、物流業界向けやECサイト向けのデータプリント事業の受注が伸びたことなどにより増加しました。情報機器類におきましては、中型プリンター等のリプレイス需要が増加したことに加え、特注プリンター、カスタマイズ機の受注が増加したことなどにより、この部門全体の売上高は44億23百万円（前期比2.7%増）となりました。

〔その他の部門〕

当部門の化成品は、物流業界向けのチケットパックの需要が減少したことや感染症対策の衛生関連商品の受注が減少したこと、電子部品向けの需要が減少したことなどにより、この部門全体の売上高は6億20百万円（前期比1.8%減）となりました。

部門別売上高

区 分	第 84 期 (2024年3月期)		第 85 期 (2025年3月期)	
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率
商 業 印 刷	1,148,229 ^{千円}	8.1 [%]	1,126,957 ^{千円}	7.7 [%]
包装資材及び紙器、紙工品	8,070,352	57.0	8,399,476	57.6
情報機器及びサプライ品	4,306,743	30.4	4,423,572	30.4
そ の 他	632,005	4.5	620,558	4.3
合 計	14,157,330	100.0	14,570,564	100.0

②設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は10億82百万円で、その主なものは印刷機械設備等であります。

これらの設備資金は自己資金及び借入金を充当いたしました。

③事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ④他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き人手不足による物流費をはじめとした人件費の上昇、不安定な国際情勢による原材料価格やエネルギー価格への影響、日本銀行による利上げに伴う市場金利の上昇、米国による関税引き上げに端を発する市場動向など先行き不透明な状況が続くことが予想されます。当社及び連結子会社が属する印刷メディア市場におきましても、紙媒体からデジタルへの移行が年々進み、市場変化への対応が必要とされるなか、中期経営計画「nozaki2024/2026“SHINKA”」で継続的に続けてきた「印刷×DX」の取り組みによる既存製品の高付加価値化、新たに投資した設備の活用による主力商品拡販（包装資材及び紙器、紙工品や情報機器及びサプライ品部門）の販売強化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 82 期 (2022年3月期)	第 83 期 (2023年3月期)	第 84 期 (2024年3月期)	第 85 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	13,083,565	13,437,135	14,157,330	14,570,564
経 常 利 益 (千円)	143,379	374,570	667,616	751,662
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	10,124	253,294	573,218	522,142
1株当たり当期純利益	0円58銭	14円74銭	33円65銭	31円45銭
総 資 産 (千円)	10,203,710	10,299,238	10,752,106	10,671,051
純 資 産 (千円)	3,527,463	3,765,459	4,274,780	4,627,317
1株当たり純資産額	195円05銭	208円61銭	241円82銭	267円33銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フェニックス電子(株)	千円 27,000	% 71.5	電子機器等の製造・販売
旭ラベル(株)	20,000	99.0	値札、シール、ラベル、ステッカー等の製造・販売
早和製本(株)	10,000	97.0	印刷、製本、紙加工品等の製造・販売
(株)ツバサ製作所	48,000	59.0	電子・電器・機械部品等の加工・修理

③当事業年度末日における特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、印刷物及び紙製品の製造、販売を主な事業とし、それに付帯する事業を営んでおり、主な製品・商品は次のとおりであります。

区分	主要製品・商品名
商業印刷	カレンダー、カタログ、パンフレット、ダイレクトメール、ポスター、チラシ、高級美術印刷、出版物、各種見本帳、商品券、布印刷等
包装資材及び紙器、紙工品	平判包装紙、ロール包装紙、手付紙袋、角底袋、平袋、ポリ袋、軟包装、紙器、ビジネスフォーム類、情報記録紙、カード等
情報機器及びサプライ品	情報用タグ・ラベル、品質表示札、シール、ステッカー、ICタグ、バーコードプリンター、フルカラーカードプリンター、ラベリングマシン、サーマルリボン、ソフトウェア等
その他	キャリーバッグ、セロテープ、スイフトガン、スイフトピン、チケットパック、その他取次品等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

野崎印刷紙業(株)	本社 支店 営業所 工場	京都市北区小山下総町54番地の5 東京(東京都豊島区)、東京(埼玉県)、仙台(仙台市青葉区) 京都、大阪、中部(愛知県)、札幌、盛岡、 福島、新潟、広島、松山、福岡 京都第一、京都第二、丹波(京都府)、園部(京都府)、 関東(埼玉県)、北海道、東北(宮城県)、新潟
フェニックス電子(株)	本社 営業部	京都市北区小山下総町54番地の5 京都、東京、中部(愛知県)
旭ラベル(株)	本社 工場	京都市北区小山下総町54番地の5 園部(京都府)
早和製本(株)	本社	京都市南区吉祥院池田町21番地
(株)ツバサ製作所	本社	京都府京丹後市峰山町杉谷1092番地

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
420名	7名増

(注) 従業員数には、臨時従業員数49名(年間の平均人員)を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
375名	7名増	47.0歳	21.0年

(注) 従業員数には、臨時従業員数42名(年間の平均人員)を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社京都銀行	963,000
株式会社りそな銀行	877,500
株式会社滋賀銀行	295,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 49,624,000株
②発行済株式の総数 21,460,000株 (自己株式4,872,396株を含む)
③株主数 5,984名
④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
陽光会	1,851千株	11.16%
野崎隆男	1,641	9.89
翠洸興産株式会社	690	4.16
みずほ信託銀行株式会社	569	3.43
株式会社京都銀行	365	2.20
KPPグループホールディングス株式会社	351	2.11
野崎印刷紙業従業員持株会	305	1.84
高野恵美子	297	1.79
住友生命保険相互会社	288	1.73
王子ホールディングス株式会社	287	1.73

(注) 1.当社は自己株式4,872,396株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥その他株式に関する重要な事項

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、2024年8月28日開催の取締役会決議に基づき、当社普通株式288,000株を取得価額の総額44,640,000円にて取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	野 崎 隆 男	旭ラベル(株) 代表取締役社長 フェニックス電子(株) 代表取締役社長 翠沆興産(株) 代表取締役社長 (株)ツバサ製作所 代表取締役社長 野崎カレンダー(株) 代表取締役社長
取 締 役 (専 務 取 締 役)	夏 苺 崇	
取 締 役 (常 務 取 締 役)	築 瀬 昌 二	営業担当兼首都圏・新潟統括担当
取 締 役	中 井 呈	生産部長 早和製本(株) 代表取締役社長
取 締 役	内 藤 孝 憲	管理部長
取 締 役	鈴 木 一 水	神戸大学大学院経営学研究科教授 近鉄グループホールディングス(株)社外監査役 大阪府監査委員
取 締 役	渡 邊 賢 一	公認会計士
取 締 役	木 村 規 久 男	
常 勤 監 査 役	仲 本 和 宏	
監 査 役	松 本 光 右	弁護士 モリト(株)社外監査役
監 査 役	北 條 達 人	税理士

- (注) 1.取締役鈴木一水氏、渡邊賢一氏及び木村規久男氏は、社外取締役であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 2.監査役松本光右氏及び北條達人氏は、社外監査役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 3.監査役北條達人氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4.2024年6月25日開催の第84期定時株主総会において、中井呈氏及び内藤孝憲氏が取締役に、仲本和宏氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- 5.2024年6月25日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって、小林守氏及び仲本和宏氏は取締役に、春日正紀氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
- 6.取締役鈴木一水氏は、2025年3月31日付で神戸大学大学院経営学研究科教授を退任し、2025年4月1日付で西南学院大学商学部教授に就任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び常勤監査役並びに社外監査役は、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び常勤監査役並びに社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役（当社は社外取締役を含む）及び監査役（当社は社外監査役を含む）であり、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等の一定の免責事由に該当する場合は、填補の対象とはなりません。

なお、保険料の一部である株主代表訴訟担保特約部分につきましては、当社の取締役（社外取締役を除く）が保険料を実質的に負担しており、その負担割合は約10%であります。

④取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。当社の取締役報酬は、基本報酬と業績連動報酬である賞与で構成されており、以下の方法で算定しております。

b.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

基本報酬は、原則として各取締役の役位や各取締役が担う役割、責務に応じて過半数を社外取締役で構成された指名報酬委員会で決定し、毎月金銭にて支払っております。

c.業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、中期経営計画に盛込まれた年度別目標値の達成状況に応じて、過半数を社外取締役で構成された指名報酬委員会で決定されます。業績達成度を評価するうえでの指標は売上高、営業利益額、経常利益額及びROAであり、これらを総合的に勘案し決定します。

d.上記のほか報酬等の決定に関する事項

業務執行から独立した立場にある社外取締役は、業績連動報酬などの変動報酬はふさわしくないため、基本報酬のみの支給としております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	77,908 (14,016)	77,908 (14,016)	—	—	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	14,247 (7,095)	14,247 (7,095)	—	—	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	92,155 (21,111)	92,155 (21,111)	—	—	14 (5)

- (注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2.取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第49期定時株主総会において月額800万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。
- 3.監査役の報酬限度額は、1982年9月29日開催の第42期定時株主総会において月額150万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
- 4.上表には、2024年6月25日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名の報酬と員数を含めて記載しております。なお、退任した取締役のうち1名につきましては、監査役に就任しており、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上表の報酬と員数に含めて記載しております。
- 5.取締役会は、当事業年度における取締役の個人別報酬の決定を社外取締役を含む委員で構成される指名報酬委員会の審議に一任する決議を行っております。指名報酬委員会は、取締役の報酬を株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役各人の職責や実績、当社を取り巻く経営環境等を総合的に勘案して決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには指名報酬委員会が適していると判断したためであります。なお、委員会の構成は、代表取締役社長野崎隆男氏、専務取締役夏苺崇氏及び社外取締役鈴木一水氏、渡邊賢一氏、木村規久男氏であります。

⑤社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木一水氏は、神戸大学大学院経営学研究科教授、近鉄グループホールディングス(株)社外監査役及び大阪府の監査委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役松本光右氏は、モリト(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	鈴 木 一 水	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会において、大学院教授としての豊富な経験と幅広い見識から有用な指摘、提言をいただいております。意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	渡 邊 賢 一	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会において、公認会計士としての専門的見地から有用な指摘、提言をいただいております。意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	木 村 規 久 男	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、工場現場の業務効率化に関する有用な指摘、提言をいただいております。意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	松 本 光 右	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から有用な指摘、提言をいただいております。
監 査 役	北 條 達 人	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から有用な指摘、提言をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 恒栄監査法人

②報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 17,200千円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17,200千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、過年度の監査実績を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、これらが適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が適正な職務の遂行が困難と認められる場合、会社法第344条の定めにより株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤責任限定契約の内容

該当事項はありません。

⑥事業年度中に退任した会計監査人

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は下記のとおりであります。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動の徹底を図るためにコンプライアンス小委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を推進する。

②内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備並びに進捗管理を行うものとする。

③法令違反行為、またはそのおそれのある行為の発見及び是正を図るため、内部通報制度を設置する。

④社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

<運用状況の概要>

①コンプライアンス規程の定めるところによりコンプライアンス小委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を推進しております。

②内部監査室が実施した内部監査の結果を内部統制委員会に報告しております。

③コンプライアンス規程及び内部通報規程の定めるところにより、内部通報窓口を設置しております。

④契約書においても反社会的勢力排除条項の明文化を推進し、名実ともに関係の排除に努めております。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款、取締役会規程、文書管理規程、その他の社内規程に従って文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

<運用状況の概要>

取締役の職務執行に係る情報として、取締役会議事録、稟議書、その他の重要文書または電磁的記録が、法令、定款、取締役会規程、文書管理規程、その他の社内規程の定めに従い適切に保管・管理され、取締役及び監査役はいつでも閲覧可能な状態となっております。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築するとともにリスクの軽減、発生の防止に努め、リスクが顕在化した場合には迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整備する。

<運用状況の概要>

リスク管理小委員会は、当該会議において業務遂行上のリスクに関する審議を行っており、また、取締役の一部及び各部門における部課長または実務責任者が出席する会議において、実務上のリスクが報告され審議が行われており、その結果は取締役に報告されております。特に必要な場合は、経営会議または取締役会に上程され、審議または決議がなされております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の適切かつ迅速な意思決定を行う。

②取締役の職務分担を明確にし、適正かつ効率的に職務が遂行される体制を確保する。

<運用状況の概要>

①毎月1回取締役会を開催し、取締役会規程の定めるところにより必要となる決議及び経営に関する重要な審議を行いました。また、経営戦略に係る事項については、経営会議において議論を行い、その他取締役の一部が出席する下位組織における会議を含め、機動的な意思決定が可能な体制がとられております。

②定期的に職務分担の見直しを行い、経営環境の変化に応じた体制の確保に努めております。

5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は業務執行状況、財務状況等を定期的に報告するものとする。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を子会社も適用範囲とすることにより、子会社のリスクについても網羅的・総括的に管理していくものとする。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役及び使用人を一定数兼務させることとする。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社及び子会社は、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のコンプライアンス小委員会に報告する体制とする。
 - ・内部監査室により、当社及びグループ会社の業務遂行状況等の監査を定期的実施する。

<運用状況の概要>

- ①取締役会や月次報告等により、子会社における業務の執行状況の報告を受け、情報が共有化されております。
 - ②子会社を企業グループとして会計上のみならず、実質的にも一体の組織として捉え、問題意識を共有化した事業活動を展開しております。
 - ③子会社の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正を確保するため、当社取締役及び使用人に子会社の取締役及び監査役の一定数を兼務させております。
 - ④内部統制システムの画一的な運営はグループ経営上一定程度要請されることから、子会社を一事業所・事業部門と捉え、統一規則により監督を行っております。
- ## 6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ②監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役及び上長等の指揮、命令を受けないものとする。また、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の同意を得なければならないものとする。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

<運用状況の概要>

- ①該当事項はありません。（現在、監査役の要請に基づく補助者は設置していません。）
- ②該当事項はありません。
- ③該当事項はありません。

- 7.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制
- ①当社及び当社グループの取締役及び使用人は、会社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査役に遅滞なく報告するものとする。
 - ②監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して説明、報告を求めることができる。
 - ③監査役へ報告をした当社及び当社グループの取締役及び使用人に対し、監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- <運用状況の概要>
- ①常勤監査役とのコミュニケーション機会に制限はなく、情報の軽重にかかわらず報告し、助言を得る機会が確保されています。
 - ②常勤監査役は取締役会のほか、経営会議、財務会議、その他の重要な会議に出席し必要な意見を提言しております。また、稟議書等の重要書類の閲覧、取締役や使用人に対する説明、報告要求が任意に成し得る環境が講じられており、随時当該者より説明、報告がなされています。
 - ③監査役へ報告した者に対する不利益な取扱いは、コンプライアンス規程及び内部通報規程において禁止の旨を定め、その保護を図っております。
- 8.監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- <運用状況の概要>
- 監査役が職務の執行のために生ずる費用については、速やかに処理をしております。
- 9.その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- <運用状況の概要>
- 監査役は定期（原則月1回）に監査役会を開催し、代表取締役、専務取締役、常務取締役、取締役との随時のミーティングや、社外取締役及び会計監査人と定期的な意見交換会の機会を設けるなど、適宜に意見交換・情報交換を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びにその運用状況を確認しております。
- 10.財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- <運用状況の概要>
- 内部監査室が中心となり、会計監査人、顧問税理士・公認会計士の助言のもと監査方針を決定し、財務報告の適正・信頼性確保のためのワークフローが適切に行われているかを監査し、リスクの排除、予防処置に努めております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株価や資本コストを意識した経営の取り組みとして、持続的な企業価値の向上及び将来に向けた投資と株主の皆様に対する利益還元を重要な課題とし、事業拡大や財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案し、財政状態及び業績動向等、経営状態を総合的に判断し配当を行うことを基本方針といたします。

2025年3月期よりスタートしました中期経営計画に基づいた資本効率向上の観点から「連結株主資本配当率1.5%」を下限に設定し「連結配当性向20%以上」を目安とする方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業展開のための設備投資資金や製品の企画開発や試験研究資金などに活用し、事業の拡大に努めてまいります。

自己株式の取得・消却につきましては、資本効率の向上及び経営環境の状況に応じ、機動的な資本政策による総合的な株主還元策を適切に実施してまいります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、取締役会決議により、当事業年度の業績及び今後の事業展開などを総合的に勘案のうえ、1株につき5円とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金1株につき2.5円を合わせた年間配当金は、1株につき7.5円となります。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社における財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、重要な事項と認識しておりますが、現時点では特に定めておりません。

~~~~~  
(注) 本事業報告の数値は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,852,639</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>4,533,340</b>  |
| 現金及び預金          | 1,433,833         | 支払手形及び買掛金      | 835,496           |
| 受取手形            | 106,667           | 電子記録債務         | 1,842,847         |
| 売掛金             | 1,840,552         | 短期借入金          | 330,000           |
| 電子記録債権          | 366,364           | 1年内返済予定の長期借入金  | 710,000           |
| 商品及び製品          | 664,902           | リース債務          | 1,630             |
| 仕掛品             | 178,473           | 未払法人税等         | 158,863           |
| 原材料             | 210,811           | 契約負債           | 31,951            |
| その他             | 52,123            | 賞与引当金          | 233,816           |
| 貸倒引当金           | △1,089            | 災害損失引当金        | 973               |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,818,411</b>  | その他            | 387,761           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,283,845</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>1,510,393</b>  |
| 建物及び構築物         | 1,403,779         | 長期借入金          | 1,351,000         |
| 機械装置及び運搬具       | 2,063,367         | リース債務          | 4,708             |
| 工具、器具及び備品       | 123,991           | 繰延税金負債         | 79,444            |
| 土地              | 1,603,413         | 退職給付に係る負債      | 10,125            |
| リース資産           | 6,339             | その他            | 65,114            |
| 建設仮勘定           | 82,954            | <b>負債合計</b>    | <b>6,043,733</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>7,134</b>      | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>527,431</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>4,331,164</b>  |
| 投資有価証券          | 263,666           | 資本金            | 1,570,846         |
| 繰延税金資産          | 42,827            | 資本剰余金          | 812,320           |
| その他             | 221,036           | 利益剰余金          | 3,003,752         |
| 貸倒引当金           | △99               | 自己株式           | △1,055,754        |
| <b>資産合計</b>     | <b>10,671,051</b> | その他の包括利益累計額    | 76,946            |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 76,946            |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b> | <b>219,206</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>4,627,317</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>10,671,051</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 14,570,564 |
| 売上原価            |         | 11,672,774 |
| 売上総利益           |         | 2,897,789  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,207,756  |
| 営業利益            |         | 690,032    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 5,908   |            |
| 不動産賃貸料          | 63,100  |            |
| その他の営業外収益       | 7,753   | 76,762     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 11,011  |            |
| その他の営業外費用       | 4,119   | 15,131     |
| 経常利益            |         | 751,662    |
| 特別利益            |         |            |
| 災害損失引当金戻入額      | 4,254   | 4,254      |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産処分損         | 19,195  | 19,195     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 736,722    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 205,321 |            |
| 法人税等調整額         | 4,530   | 209,851    |
| 当期純利益           |         | 526,870    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 4,727      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 522,142    |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |           |            |             |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                | 1,570,846 | 810,958   | 2,606,414 | △1,010,927 | 3,977,291   |
| 当 期 変 動 額                |           |           |           |            |             |
| 剰 余 金 の 配 当              | —         | —         | △124,804  | —          | △124,804    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      | —         | —         | 522,142   | —          | 522,142     |
| 自己株式の取得                  | —         | —         | —         | △44,670    | △44,670     |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動 | —         | 1,362     | —         | △155       | 1,206       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)  | —         | —         | —         | —          | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —         | 1,362     | 397,337   | △44,826    | 353,873     |
| 当 期 末 残 高                | 1,570,846 | 812,320   | 3,003,752 | △1,055,754 | 4,331,164   |

|                          | その他の包括利益累計額                |                              | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|----------------------------|------------------------------|---------|-----------|
|                          | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |         |           |
| 当 期 首 残 高                | 79,994                     | 79,994                       | 217,493 | 4,274,780 |
| 当 期 変 動 額                |                            |                              |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当              | —                          | —                            | —       | △124,804  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益      | —                          | —                            | —       | 522,142   |
| 自己株式の取得                  | —                          | —                            | —       | △44,670   |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動 | —                          | —                            | —       | 1,206     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)  | △3,048                     | △3,048                       | 1,712   | △1,336    |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △3,048                     | △3,048                       | 1,712   | 352,537   |
| 当 期 末 残 高                | 76,946                     | 76,946                       | 219,206 | 4,627,317 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 フェニックス電子(株) 旭ラベル(株)  
早和製本(株) (株)ツバサ製作所

②非連結子会社の名称 野崎カレンダー(株)

(連結の範囲から除いた理由)

資産、売上高等からみていずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

上記非連結子会社は、親会社株主に帰属する当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結会計年度末日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ.有価証券

その他有価証券

市場価格のない  
株式等以外のもの  
市場価格のない  
株式等

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  
移動平均法による原価法によっております。

ロ.棚卸資産

個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ.無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づく額を計上しており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、回収の可能性を勘案して個別に判定して計上しております。従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ロ.賞与引当金

ハ.災害損失引当金

発生した災害に起因して、今後発生すると見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もることができる修理費用見込額を計上しております。

#### ④重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

イ.商品及び製品の販売 当社グループは、主にカレンダー・カタログなどの「商業印刷」、「包装資材及び紙器、紙工品」、バーコードプリンターなどの「情報機器及びサプライ品」の製造販売を行っております。先に分類した以外の取次品等の商品、製品を「その他」部門としています。商業印刷部門、包装資材及び紙器、紙工品部門、その他部門については、出荷日等、情報機器及びサプライ部門については、顧客の検収がなされた時点等、契約条件に照らし合わせて顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得したと認められる時点で収益を認識しております。

ロ.保守サービス 情報機器及びサプライ品部門でプリンター等の保守サービスを行っております。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる、当連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|             | 当 連 結 会 計 年 度 |
|-------------|---------------|
| 繰 延 税 金 資 産 | 42,827千円      |

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来実現可能な課税所得の金額により計上しております。将来の課税所得に対する実現可能性の評価については実績情報とともに将来に関する入手可能な情報を考慮しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|         | 当 連 結 会 計 年 度 |
|---------|---------------|
| 減 損 損 失 | —             |

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

固定資産について、資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。この判定は、事業用資産についてはグルーピングした各事業単位の割引前将来キャッシュ・フローを、遊休資産については個別に比較可能な市場価格を見積り、帳簿価額と比較することにより行っております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

13,556,014千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 21,460,000株   | 一株           | 一株           | 21,460,000株  |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 4,682,528株    | 288,499株     | 一株           | 4,971,027株   |

(注) 自己株式の株式数の増加288,499株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるもの288,000株、非支配株主との取引に係る親会社の持分変動によるもの306株及び単元未満株式の買取りによるもの193株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|---------------------|-------|----------|----------|------------|-------------|
| 2024年5月24日<br>取締役会  | 普通株式  | 84,378千円 | 5円       | 2024年3月31日 | 2024年6月7日   |
| 2024年10月30日<br>取締役会 | 普通株式  | 41,469千円 | 2.5円     | 2024年9月30日 | 2024年11月25日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|----------|----------|------------|-----------|
| 2025年5月22日<br>取締役会 | 普通株式  | 82,938千円 | 5円       | 2025年3月31日 | 2025年6月9日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループでは、主に印刷事業を行うための設備投資計画等に照らして、銀行借入により資金調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクの影響を受けております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを受ける懸念があります。営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で10年以内であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

当社は、当社の債権管理規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、担当部署において時価を定期的に把握し、発行体の財務状況等を検討しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                      | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円)  |
|----------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1)投資有価証券<br>その他有価証券 | 240,866            | 240,866   | —       |
| 資産計                  | 240,866            | 240,866   | —       |
| (1)長期借入金             | 2,061,000          | 2,040,161 | △20,838 |
| 負債計                  | 2,061,000          | 2,040,161 | △20,838 |

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 22,800         |

(注) 1.金銭債権の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,428,466    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形   | 106,667      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 1,840,552    | —                   | —                    | —            |
| 電子記録債権 | 366,364      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 3,742,050    | —                   | —                    | —            |

(注) 2.長期借入金の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 長期借入金 | 710,000      | 1,351,000           | —                    | —            |
| 合計    | 710,000      | 1,351,000           | —                    | —            |

- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項  
 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                | 時価 (千円) |      |      |         |
|-------------------|---------|------|------|---------|
|                   | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 240,866 | —    | —    | 240,866 |
| 資産計               | 240,866 | —    | —    | 240,866 |

②時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |           |      |           |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金 | —       | 2,040,161 | —    | 2,040,161 |
| 負債計   | —       | 2,040,161 | —    | 2,040,161 |

(注) 時価の算定を用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 当連結会計年度(千円) |
|---------------|-------------|
| 商業印刷          | 1,126,957   |
| 包装資材及び紙器、紙工品  | 8,399,476   |
| 情報機器及びサプライ品   | 4,423,572   |
| その他           | 620,558     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 14,570,564  |
| その他の収益        | —           |
| 外部顧客への売上高     | 14,570,564  |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4) 会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約負債の残高

|            | 当連結会計年度(千円) |
|------------|-------------|
| 契約負債(期首残高) | 59,247      |
| 契約負債(期末残高) | 31,951      |

契約負債は、商品を引き渡す前に商品代金を受け取る前受金、保守サービスに係る顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、55,449千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が27,295千円減少した主な理由は、商品を引き渡す前に商品代金を受け取る前受金の減少29,230千円によるものであります。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

保守サービスの一部に契約期間が1年を超える取引がありますが、重要性に乏しいため記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 267円33銭  
(2) 1株当たり当期純利益 31円45銭

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,324,304	流動負債	4,317,122
現金及び預金	1,072,566	電子記録債務	1,776,477
受取手形	105,132	買掛金	770,993
電子記録債権	354,518	短期借入金	330,000
売掛金	1,779,139	1年内返済予定の長期借入金	690,000
商品及び製品	646,104	リース債務	1,630
仕掛品	113,020	未払消費税等	197,455
原材料	165,617	未払費用	31,579
前払費用	28,100	未払法人税等	100,902
短期貸付金	50,000	未払法人税等	155,049
その他の貸倒引当金	11,161	契約負債	18,438
	△1,057	預り金	12,143
固定資産	5,516,914	賞与引当金	209,246
有形固定資産	4,531,957	災害損失引当金	973
建築物	1,309,538	設備関係電子記録債務	11,350
構築物	34,118	その他	10,881
機械及び装置	1,836,628	固定負債	1,352,423
車両運搬具	28,452	長期借入金	1,291,000
工具、器具及び備品	118,586	リース債務	4,708
土地	1,115,330	長期未払	56,714
リース資産	6,339	負債合計	5,669,546
建設仮勘定	82,963	(純資産の部)	
無形固定資産	5,189	株主資本	4,094,726
ソフトウェア	5,189	資本金	1,570,846
投資その他の資産	979,767	資本剰余金	835,777
投資有価証券	243,466	資本準備金	835,777
関係会社株式	296,560	利益剰余金	2,420,232
長期貸付金	200,000	利益準備金	341,051
差入保証金	47,363	その他利益剰余金	2,079,181
繰延税金資産	42,669	別途積立金	852,200
その他の貸倒引当金	158,739	繰越利益剰余金	1,226,981
	△9,032	自己株式	△732,129
資産合計	9,841,219	評価・換算差額等	76,946
		その他有価証券評価差額金	76,946
		純資産合計	4,171,672
		負債純資産合計	9,841,219

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,018,492
売上原価		11,353,333
売上総利益		2,665,159
販売費及び一般管理費		2,047,142
営業利益		618,017
営業外収益		
受取利息及び配当金	14,713	
不動産賃貸料	64,800	
貸倒引当金戻入額	6,000	
その他の営業外収益	10,528	96,041
営業外費用		
支払利息	10,372	
その他の営業外費用	4,119	14,492
経常利益		699,567
特別利益		
災害損失引当金戻入額	4,254	4,254
特別損失		
固定資産処分損	19,692	19,692
税引前当期純利益		684,129
法人税、住民税及び事業税	195,121	
法人税等調整額	△9,225	185,896
当期純利益		498,233

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				別 積	途 立	繰 越	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,570,846	835,777	835,777	341,051	852,200	854,596	2,047,847
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△125,848	△125,848
当期純利益	—	—	—	—	—	498,233	498,233
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	372,385	372,385
当 期 末 残 高	1,570,846	835,777	835,777	341,051	852,200	1,226,981	2,420,232

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△687,458	3,767,012	79,994	79,994	3,847,007
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	△125,848	—	—	△125,848
当期純利益	—	498,233	—	—	498,233
自己株式の取得	△44,670	△44,670	—	—	△44,670
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	—	—	△3,048	△3,048	△3,048
当期変動額合計	△44,670	327,714	△3,048	△3,048	324,665
当 期 末 残 高	△732,129	4,094,726	76,946	76,946	4,171,672

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券の評価基準及び評価方法
- | | |
|-----------------|--|
| 子会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法によっております。 |
- ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 個別法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ②無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づく額を計上しており、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、回収の可能性を勘案して個別に判定して計上しております。
- ②賞与引当金
- 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③災害損失引当金
- 発生した災害に起因して、今後発生すると見込まれる損失に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もることができる修理費用見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

①商品及び製品の販売

当社は、主にカレンダー・カタログなどの「商業印刷」、「包装資材及び紙器、紙工品」、「バーコードプリンターなどの「情報機器及びサプライ品」の製造販売を行っております。先に分類した以外の取次品等の商品、製品を「その他」部門としています。商業印刷部門、包装資材及び紙器、紙工品部門、その他部門については、出荷日等、情報機器及びサプライ品部門については、顧客の検収がなされた時点等、契約条件に照らし合わせて顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得したと認められる時点で収益を認識しております。

②保守サービス

情報機器及びサプライ品部門でプリンター等の保守サービスを行っております。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置の取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置の取扱いに従っております。これによる、当計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当 事 業 年 度
繰 延 税 金 資 産	42,669千円

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法等は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (1)繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一のため、記載を省略しております。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	当 事 業 年 度
減 損 損 失	—

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法等は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (2)固定資産の減損」の内容と同一のため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,588,176千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
①関係会社に対する短期金銭債権	112,626千円
②関係会社に対する短期金銭債務	87,892千円
③関係会社に対する長期金銭債権	200,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	210,532千円
仕入高	1,185,970千円
その他の営業取引高	31,903千円
営業取引以外の取引高	18,566千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,584,203株	288,193株	一株	4,872,396株

(注) 自己株式の株式数の増加288,193株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるもの288,000株及び単元未満株式の買取りによるもの193株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	63,893千円
貸倒引当金	3,162千円
未払役員退職慰労金	17,824千円
減損損失	136,224千円
投資有価証券評価損	1,403千円
関係会社株式評価損	1,502千円
その他	14,843千円
繰延税金資産小計	238,854千円
評価性引当額	△160,917千円
繰延税金資産合計	77,936千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	35,267千円
繰延税金負債合計	35,267千円
繰延税金資産の純額	42,669千円

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,003千円減少し、その他有価証券評価差額金が同額減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出 資 金	事業の内容 又は 職 業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
					役員 兼任等	事業上 の 関 係				
子会社	旭ラベル(株)	千円 20,000	値札、シール、ラベル、ステッカー等の製造・販売	% 所有 直接99.0	兼任 3名	当社販売商品の仕入	仕入高	千円 830,896	買掛金	千円 35,488
子会社	早和製本(株)	10,000	印刷、製本、紙加工品等の製造・販売	所有 直接97.0	兼任 3名	当社製品の加工	仕入高	176,952	買掛金	4,711
						資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	50,000 878	短期貸付金 長期貸付金 その他の流動資産	50,000 120,000 78
子会社	関ツバサ製作所	48,000	電子・電器・機械部品等の加工・修理	所有 直接59.0	兼任 2名	当社販売商品の仕入	仕入高	125,526	買掛金	20,414
						固定資産の購入	固定資産の購入	124,761	未払金	19,993
						資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	— 423	短期貸付金 長期貸付金 その他の流動資産	— 80,000 35

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1.仕入価格については、市場価格を勘案して一般的取引条件を参考のうえ決定しております。

2.資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 251円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円83銭 |

11. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

野崎印刷紙業株式会社
取締役会 御中

恒栄監査法人
大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 椿本雅朗
業務執行社員

代表社員 公認会計士 寺田奈美子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野崎印刷紙業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野崎印刷紙業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

野崎印刷紙業株式会社
取締役会 御中

恒栄監査法人
大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 椿本雅朗
業務執行社員

代表社員 公認会計士 寺田奈美子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野崎印刷紙業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当該事業年度の監査の方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会に出席するほか必要に応じて子会社を訪問し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の説明を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人恒栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

野崎印刷紙業株式会社 監査役会

常勤監査役 仲 本 和 宏

社外監査役 松 本 光 右

社外監査役 北 條 達 人

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> の ^{ぎま} たか ^お 野 ^{たか} 崎 ^お 隆 ^お 男 ^お (1964年3月15日生)	1988年3月 当社入社 1991年6月 当社取締役就任 1999年6月 当社常務取締役就任 2003年6月 当社専務取締役就任 2007年6月 当社代表取締役社長就任(現在) (重要な兼職の状況) 旭ラベル株式会社 代表取締役社長 フェニックス電子株式会社 代表取締役社長 翠洗興産株式会社 代表取締役社長 株式会社ツバサ製作所 代表取締役社長 野崎カレンダー株式会社 代表取締役社長	1,641,288株	(注)1
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> なつ ^{かり} たかし ^{たかし} 夏 ^{かり} 苡 ^{たかし} 崇 ^{たかし} (1954年8月5日生)	1984年10月 当社入社 1995年1月 当社東京支店長 2006年9月 当社執行役員東京支店長 2009年6月 当社取締役就任 2012年1月 当社品質管理部長 2013年4月 当社管理部長兼品質管理部長 2014年6月 当社管理部長兼経理部長兼品質管理部長 2015年6月 当社常務取締役就任 2015年6月 当社管理兼経理兼品質管理担当 2016年6月 当社管理担当 2020年6月 当社専務取締役就任(現在)	21,182株	なし
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やな ^せ しろう ^じ 築 ^せ 瀬 ^{しろう} 昌 ^じ 二 ^じ (1954年10月19日生)	1977年4月 当社入社 2002年1月 当社開発営業部東京営業課長 2013年6月 当社執行役員開発営業部長 2015年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社開発営業部長 2018年6月 当社近畿・中部統括担当部長兼開発営業部長 2020年6月 当社常務取締役就任(現在) 2021年3月 当社営業担当兼首都圏・新潟統括担当(現在)	25,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	新任 小林 正明 (1961年8月17日生)	1983年 4月 当社入社 2006年 1月 当社営業企画部課長 2009年 6月 当社執行役員営業部長 2011年 6月 当社取締役就任 2011年 6月 当社営業部長兼水性フレキシ事業担当部長 2012年 1月 当社営業部長兼東京支店長 2020年 6月 当社常務執行役員首都圏・新潟統括担当部長 2025年 3月 当社常務執行役員近畿・中部統括担当(現在)	14,646株	なし
5	再任 中井 呈 (1980年7月23日生)	2003年 4月 当社入社 2016年 5月 株式会社ツバサ製作所取締役 2022年 5月 旭ラベル株式会社取締役園部工場長 2023年 5月 当社生産部課長 2023年 6月 当社執行役員品質管理部長 2024年 6月 当社取締役就任(現在) 2024年 6月 当社生産部長(現在) (重要な兼職の状況) 早和製本株式会社 代表取締役社長	—	(注)1
6	再任 内藤 孝憲 (1973年9月12日生)	1997年 5月 当社入社 2013年 1月 当社東京支店販売一課副長 2022年 3月 当社営業部販売係課長 2023年 2月 当社大阪営業所長 2024年 4月 当社管理部経理課長 2024年 6月 当社取締役就任(現在) 2024年 6月 当社管理部長(現在)	1,000株	なし
7	再任 社外 独立 鈴木 一水 (1959年12月22日生)	1986年 6月 公認会計士第3次試験合格 1994年 4月 近畿大学商経学部助教授 1995年 4月 神戸大学経営学部助教授 2012年 4月 神戸大学大学院経営学研究科教授 2015年 6月 当社取締役就任(現在) 2021年 4月 神戸大学社会システムイノベーションセンター教授 2023年 7月 大阪府監査委員(現在) 2024年 4月 神戸大学大学院経営学研究科教授 2025年 4月 西南学院大学商学部教授(現在) (重要な兼職の状況) 西南学院大学商学部教授 近鉄グループホールディングス株式会社 社外監査役 大阪府監査委員	—	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数	当社との 特別の 利害関係
8	再任 社外 独立 渡邊賢一 (1978年11月23日生)	2003年10月 中央青山監査法人入社 2006年9月 中央青山監査法人退職 2006年10月 あらた監査法人入社 2008年5月 公認会計士第3次試験合格 2012年6月 あらた監査法人退職 2012年7月 公認会計士渡邊会計事務所設立(現在) 2013年12月 税理士登録(現在) 2016年6月 当社取締役就任(現在)	—	なし
9	再任 社外 独立 木村規久男 (1955年4月21日生)	2008年4月 パナソニック電工株式会社 執行役員 2013年4月 パナソニック株式会社エコソリューションズ社 常務 全社製造担当兼ものづくり革新本部 本部長 2015年4月 同社 退社 2015年6月 株式会社ヒラノテクシード 社外取締役 2018年6月 株式会社ヒラノテクシード 社外取締役 退任 2020年6月 当社取締役就任(現在)	—	なし

(注) 1.当社は、旭ラベル株式会社、フェニックス電子株式会社、株式会社ツバサ製作所及び早和製本株式会社と取引関係にあり、また、各社は当社の事業と同一の部類に属する一部事業を行っております。

2.小林正明氏は、新任の取締役候補者であります。

3.鈴木一水氏、渡邊賢一氏及び木村規久男氏は、社外取締役候補者であります。

4.社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由並びに期待される役割の概要

(1) 鈴木一水氏につきましては、大学教授としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の経営に関して有益な助言をいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

(2) 渡邊賢一氏につきましては、公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に関して有益な助言をいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。

(3) 木村規久男氏につきましては、パナソニック電工株式会社執行役員としての事業経営と、株式会社ヒラノテクシードの社外役員として5S活動の推進を通じた工場現場の業務効率化に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に関して有益な助言をいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。また、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

5.当社は、鈴木一水氏、渡邊賢一氏及び木村規久男氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

- 6.当社は鈴木一水氏、渡邊賢一氏及び木村規久男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
- 7.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等の一定の免責事由に該当する場合は、填補の対象とはなりません。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

第1号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び取締役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	当社における地位・役職	社外役員 の 主な経歴・ バックグラウンド	主 な ス キ ル ・ 専 門 性						
			企業経営・ 事業戦略	営業/セールス・ マーケティング	製造・生産技術・ 研究開発・ 品質管理	財 務 ・ 計 会	内 部 統 制 ・ リスクマネジメント・ コンプライアンス	I C T ・ 情報システム	法務・人事・ 労務・人材開発
野崎 隆男	代表取締役社長		●	●	●	●	●	●	
夏苺 崇	専務取締役		●	●		●	●	●	●
築瀬 昌二	常務取締役 営業担当兼 首都圏・新潟 統括担当		●	●					
小林 正明	取締役		●	●					
中井 呈	取締役 生産部長		●		●		●		●
内藤 孝憲	取締役 管理部長		●	●		●	●		●
鈴木 一水	社外取締役	大学教授	●			●			
渡邊 賢一	社外取締役	公認会計士	●			●	●		
木村 規久男	社外取締役	パナソニック電工(株) 執行役員(元) (株)ヒラノテクシード 社外取締役(元)	●		●				

※上記の一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、高岡亨氏は監査役 仲本和宏氏の補欠として、川口哲生氏は社外監査役 松本光右氏及び北條達人氏の補欠として選任したいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
1	高岡 亨 (1964年7月16日生)	1983年4月 当社入社 2011年9月 当社生産部副長 2012年5月 当社園部工場長 2017年6月 当社京都第二工場長 2020年6月 当社品質管理部兼内部監査室長 2021年7月 当社開発営業部業務課長 2024年6月 当社品質管理部課長(現在)	—	なし
2	川口 哲生 (1974年1月26日生)	2007年9月 大阪弁護士会登録(現在)	—	なし

(注) 1.川口哲生氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2.補欠の社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

川口哲生氏につきましては、会社の経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知識、経験を有しており、これらを当社の監査体制の強化に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

3.高岡亨氏または川口哲生氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

4.川口哲生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等の一定の免責事由に該当する場合は、填補の対象とはなりません。高岡亨氏または川口哲生氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である恒栄監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに新創監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、本議案は監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が新創監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、2025年3月11日付の適時開示にて公表のとおり、現任の会計監査人である恒栄監査法人が日本公認会計士協会から上場会社等監査人名簿への登録を拒否する（「登録の拒否」）処分がなされたことに伴い、新創監査法人をお願いすることにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の監査実績、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質及び管理体制等を勘案し、当社の経営環境等を踏まえて総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年5月1日現在)

名称	新創監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座七丁目14番13号 日土地銀座ビル4F		
沿革	2000年6月 新創監査法人設立		
概要	出資金		16百万円
	構成人員	代表社員・社員（公認会計士）	12名
		職員（公認会計士）	50名
		職員（公認会計士試験合格者）	5名
		職員（その他）	15名
	合計	82名	
関与会社		72社	

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第49期定時株主総会において、月額800万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の社会情勢や昨今の変化が激しく予測困難な経営環境において当社の経営難易度は一層高まっており、今後、これまで以上に取締役に期待される役割や責任は増大傾向にあること等を考慮いたしまして、取締役の報酬限度額を現行の月額の設定から年額の設定に改め、年額180百万円以内と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人分給与は含まないものとし、業績連動報酬である賞与を含むことといたしたいと存じます。

本議案は、第5号議案が承認可決された場合の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬とは別枠の設定といたしたいと存じます。

当社は事業報告に記載のとおり、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、2025年5月22日開催の当社取締役会において、本議案及び第5号議案を原案どおり承認可決いただくことを条件として、その方針の改定を決議しており、改定後の方針につきましては、第5号議案巻末に記載のとおりであり、本議案は当該改定後の方針に沿うものと考えております。

また、本議案の内容につきましては、委員の過半数を社外取締役に構成する指名報酬委員会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）となります。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

当社は事業報告に記載のとおり、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、2025年5月22日開催の当社取締役会において、本議案及び第4号議案を原案どおり承認可決いただくことを条件として、その方針の改定を決議しており、改定後の方針につきましては、本議案巻末に記載のとおりであり、本議案は当該改定後の方針に沿うものであると考えております。

また、本議案の内容につきましては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は6名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(4)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) クローバック条項

当社は、譲渡制限の解除後3年以内に、対象取締役が法令違反又は重大な不正等を行った場合、取締役会の決議により当該対象取締役の本割当株式の全部又は一部を無償取得することや当該本割当株式の価額に相当する金額の支払を請求することができる。

(4) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式とは異なる設計の譲渡制限付株式を、当社及び当社子会社の従業員に対し、割り当てる予定です。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりとなります。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。当社の取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬である賞与及び非金銭報酬で構成されており、非金銭報酬につきましては、報酬限度額の範囲内で決定する基本報酬並びに業績連動報酬とは別枠としたうえで、以下の方法で算定しております。

b.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

基本報酬は、原則として各取締役の役位や各取締役が担う役割、責務に応じて過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会で決定し、毎月金銭にて支払っております。

c.業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、中期経営計画に盛込まれた年度別目標値の達成状況に応じて、過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会で決定します。業績達成度を評価するうえでの指標は売上高、営業利益額、経常利益額及びROAであり、これらを総合的に勘案し決定します。

d.非金銭報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、原則として各取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の役位や対象取締役が担う役割、責務に応じて過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会で決定します。

譲渡制限付株式は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社の普通株式であり、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内とし、各事業年度において総数200,000株を上限として年1回割り当てします。

e.上記のほか報酬等の決定に関する事項

業務執行から独立した立場にある社外取締役は、業績連動報酬などの変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 京都市上京区新町通中立売下る仕丁町330番地
京都ブライトンホテル 1階 慶の間
電話075(441)4411(代表)

交通機関 市営地下鉄烏丸線

- 「今出川駅」6番出口より徒歩8分
- 「烏丸御池駅」2番出口より西へ徒歩2分の場所からシャトルバスが20分間隔で運行されています。

(お願い) シャトルバスは交通渋滞等により会場まで時間を要する場合がありますので、余裕をもってお越しください。

